

平成29年度 奨学金案内（予約募集）

奨学金を希望するみなさんへ

高校・高専・専修学校高等課程

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学事業は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学に困難があると認められる者に対し、学資の貸与を行うことにより、社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

目 次

奨学金等の種類	・・・	1
借りられる金額	・・・	1
借りられる期間	・・・	2
併給について	・・・	2
奨学金等の手続の流れ	・・・	3
貸与月額の変更について	・・・	3
申込資格	・・・	4
対象校の範囲	・・・	5
申し込みの方法	・・・	6
選考・内定・採用決定	・・・	6
貸与と返還	・・・	7
奨学金の貸与と返還の例	・・・	8
貸与願書の記入例	・・・	9
奨学金申請に係るQ&A	・・・	13
貸与願書チェックリスト	・・・	17
平成29年度入学支度金及び奨学金貸与願書	・・・	18
奨学金等辞退届（様式11号）	・・・	20
就職等申立書（様式21号）	・・・	21
給与等支給（見込）証明書（様式22号）	・・・	22
退職証明書（様式23号）	・・・	23

福岡県教育文化奨学財団は、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）・高等専門学校・専修学校高等課程に進学後、奨学金等を希望する人のうち、特に経済的理由により修学が困難であると認められる人について、進学前に予約奨学生（奨学生採用候補者）の募集を行っています。

【奨学金等の種類】

当財団が実施する奨学金事業は、次の2種類があります。

◇入学支度金（無利子）

入学金・教科書など入学時の一時的な学費に充てるため貸与するものです。

◇奨学金（無利子）

授業料や校納金など日常的な学費に充てるため貸与するものです。

※申し込みは、a 入学支度金のみ b 奨学金のみ c 入学支度金と奨学金の両方 の3とおりがあります。

【借りられる金額】

区分	学校種別	通学種別	選択記号	貸与額	備考
入学支度金	公立			年額 50,000円	入学時の1回のみ
	私立			年額 100,000円	
奨学金	公立	自宅	A	月額 18,000円	奨学金については、学校種別・通学種別に応じ、左記の3区分の中から貸与月額を選択
			B	月額 15,000円	
			C	月額 10,000円	
		自宅外	A	月額 23,000円	
			B	月額 20,000円	
			C	月額 15,000円	
	私立	自宅	A	月額 25,000円	
			B	月額 15,000円	
			C	月額 10,000円	
		自宅外	A	月額 30,000円	
			B	月額 20,000円	
			C	月額 15,000円	

【借りられる期間】

◇貸与期間

平成29年4月から卒業するまでの標準修業期間です。

(例) 全日制高校：3年、定時制高校：4年、高等専門学校：5年
留年などによる貸与期間の延長はありません。

【併給について】

当財団の奨学金等は、都道府県・市町村及びこれらが所管する公益法人等が実施する類似の奨学金(入学支度金)あるいは資金等とは、併給することはできませんのでご注意ください。

「類似の奨学金(入学支度金)あるいは資金等」とは次の奨学金等が該当します。

◇貸与金額にかかわらず、併給ができない資金等

- ・ 母子及び寡婦福祉資金
- ・ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金

◇貸与金額が同程度とされ、併給ができない資金等

- ・ 特別支援教育就学奨励費支弁区分Ⅰ

◇貸与金額が同程度の場合、併給ができない奨学金あるいは資金等

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- ・ 生活福祉資金
- ・ 交通遺児育英会奨学金
- ・ あしなが奨学金
- ・ その他の奨学金

※「貸与金額が同程度」とは、どの月額区分を選択したとしても、学校種別・通学種別に応じた貸与額の最も多い(1ページ【借りられる金額】の選択記号Aの貸与額)月額以上の場合です。

区分	学校種別	通学種別	選択記号	貸与額	
奨学金	公立	自宅	A	月額	18,000円
		自宅外	A	月額	23,000円
	私立	自宅	A	月額	25,000円
		自宅外	A	月額	30,000円

【奨学金等の手続の流れ】

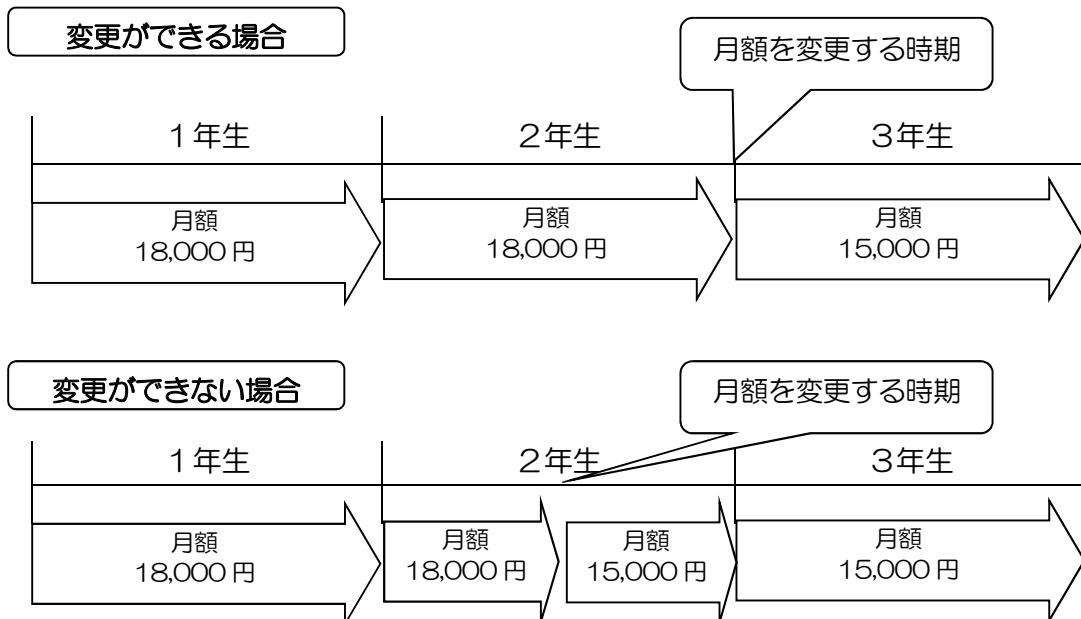
学校受付期間	入学支度金及び奨学金の申し込み
11月下旬頃	奨学金等一次選考（1回目の選考です。） 中学校を通じて結果通知
2月中旬頃	奨学金等二次選考（2回目の選考です。） 中学校を通じて結果通知
2月下旬頃	入学支度金内定者に入学支度金誓約書を中学校を通じて配付 貸与月額選択届を中学校を通じて配付
学校が定める日	進学予定先を学校へ報告 貸与口座の写しを学校に提出
入学時	入学支度金誓約書を進学先の高等学校等に提出
4月末	入学支度金の貸与
5月中旬頃	誓約書・借用証書を進学先の高等学校等を通じて配付
学校が定める日	誓約書・借用証書を進学先の高等学校等に提出
6月30日	奨学金（第1四半期分）の貸与

※ 4月以降の手続については、高等学校等をとってお知らせします。

【貸与月額の変更について】

貸与月額を変更するためには、年1回、決められた期間内に関係書類を提出していただく必要があります。年度中途からの月額変更はできないことにご注意ください。

◇具体的には次のようなイメージになります。



【申込資格】

◆入学支度金

次の3項目のすべてに該当する場合、申し込むことができます。

- ①保護者が、福岡県内に生活の本拠を有していること。
- ②平成29年4月に、高等学校（中等教育学校[※]後期課程を含む。）、高等専門学校へ進学を希望していること（4月中の入学者に限ります。）
- ③特に経済的理由により修学が困難であること。
 ※「特に経済的理由により修学が困難である」とは、申込者の同一生計全員の収入合計額が生活保護基準のおおむね1.0倍以下であることをいいます。

収入の目安

世帯の人員	給与収入の世帯	給与収入以外の世帯
2人世帯	2,170,220円	1,337,600円
3人世帯	2,671,200円	1,687,600円
4人世帯	3,234,530円	2,082,400円
5人世帯	3,529,530円	2,289,600円
6人世帯	4,074,610円	2,717,600円

○給与収入の世帯は、給与支払金額（控除前）、給与収入以外の世帯は所得額を、左記表と比較してください。
 ○次の場合は、当効算額を左記基準額に加算し判断します。
 ア 母子（父子）家庭であるとき
 279,120円を加算
 イ 世帯に障害者がいるとき
 1人あたり322,200円を加算
 ※効算額は給与収入世帯の場合の金額です。
 給与収入以外の世帯については、おおむね70%の額を加算します。

（注）この表は就労所得者が世帯に1人のみの場合の基準額を示しています。
 複数の就労所得者がいる世帯にあっては、2人目以降の就労所得者について1人あたり338,520円を効算した額が基準額となります。

◆奨学金

次の3項目のすべてに該当する場合、申し込むことができます。

- ①保護者が、福岡県内に生活の本拠を有していること。
- ②平成29年4月に、高等学校（中等教育学校[※]後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程へ進学を希望していること（4月中の入学者に限ります。）
 ※専修学校高等課程は奨学金取扱課程のみです。（進学先学校にお問い合わせください。）
- ③特に経済的理由により修学が困難であること。
 ※「特に経済的理由により修学が困難である」とは、申込者の同一生計全員の収入合計額が生活保護基準のおおむね1.5倍以下であることをいいます。

収入の目安

世帯の人員	給与収入の世帯	給与収入以外の世帯
2人世帯	3,255,330円	2,096,400円
3人世帯	4,006,800円	2,663,200円
4人世帯	4,851,795円	3,338,400円
5人世帯	5,294,295円	3,693,600円
6人世帯	6,111,915円	4,346,400円

○給与収入の世帯は、給与支払金額（控除前）、給与収入以外の世帯は所得額を、左記表と比較してください。
 ○次の場合は、当効算額を左記基準額に加算し判断します。
 ア 母子（父子）家庭であるとき
 418,680円を加算
 イ 世帯に障害者がいるとき
 1人あたり483,300円を加算
 ※効算額は給与収入世帯の場合の金額です。
 給与収入以外の世帯については、おおむね70%の額を加算します。

（注）この表は就労所得者が世帯に1人のみの場合の基準額を示しています。
 複数の就労所得者がいる世帯にあっては、2人目以降の就労所得者について1人あたり507,780円を効算した額が基準額となります。

【対象校の範囲】

福岡県教育文化奨学財団の入学支度金、奨学金の対象校種は、以下のとおりです。
進学予定校がどの校種に該当するか分からない場合には、進学予定校にご確認ください。

		入学支度金	奨学金
高等学校	全日制	○	○
	定時制	○	○
	通信制	○	○
特別支援学校 高等部		×	○
中等教育学校後期課程		○	○
専修学校高等課程（※1）		×	○
高等専門学校		○	○
その他の学校（※2）		×	×

※1 当財団より承認を受けている専修高等学校の高等課程が対象となります。

※2 その他の学校には「海上技術学校」、「高等技術専門学校」等が含まれます。

【申し込みの方法】☆手続きはすべて学校をとおして行います。

◇申し込みに必要な書類

- ①平成29年度入学支度金及び奨学金貸与願書（高等学校奨学生予約募集用）（18ページ参照）
- ②市町村長が発行する最新の所得証明書（源泉徴収票は不可）
※同一生計の18歳以上（学生及び平成28年3月に卒業した者で、備考欄にその旨記載した者を除く。）の人の全員分が必要です。（収入の無い者も必要）
※所得証明書は必ず申告後のものをお願いします。（収入額及び所得額の記載のないものは不可）
（例）「収入（所得）額 ****円」や「収入（所得）額 ——円（非課税）」等は不可
※所得証明書原本の返却を希望される場合は、学校に提出する際に事前にお申し出ください。

◇次の事由に該当する場合は必ず添付が必要となる書類

- ・平成27年中に無職であった者が、現在就職している場合・・・就職等申立書（様式21号）（21ページ参照）
- ・特に配慮してほしい家族の事情がある場合・・・事情が確認できる書類（12ページ参照）
（例）給与の減額：給与等支給（見込）証明書（様式22号）（22ページ参照）
リストラによる失業：雇用保険受給資格者証 など

◇申込みの受付期間

平成28年6月30日～「学校の定める日」

なお、各学校により受付期間は異なりますので、必ず受付締切日を確認してください。

【選考・内定・採用決定】☆手続きはすべて学校をとおして行います。

◇選考

当財団の奨学生選考委員会において選考します。

◇内定

選考の結果は、2回に分けて通知します。

- ①第1次選考（11月下旬）
- ②第2次選考（2月中旬）
※採用は予算の範囲内で行います。よって、申込者全員が内定されるとは限りません。
※予算の規模が決定していないため、内定を2回に分けるものです。

◇採用決定

内定者が、平成29年4月に高等学校等に入学したことを確認した後、正式な採用決定となります。※進学した後の手続きは、別途通知します。

奨学金の募集の方法は3種類あります。（入学支度金は、①予約募集のみです。）

- ①予約募集 主に高校等入学前の中学3年生時に募集するものです。特に経済的に厳しい人（生活保護基準のおおむね1.5倍以下）を対象としています（今回の募集です。）
- ②在学募集 高校入学後（春頃）に募集するものです。経済的に厳しい人を対象としますが、申込みの要件は予約募集よりもゆるやか（生活保護基準の2.4倍以下）になっています。今回内定とならなかった人及び収入が申込み条件に該当しなかった人は、在学募集に申し込んでください。詳しい内容は高等学校等入学時に高等学校等の奨学金担当者にご相談ください。（申込期間は例年入学後から5月上旬となっています。）
- ③緊急採用 家計急変で奨学金を緊急に必要とする場合、随時申し込みができるものです。詳しい内容は別途案内を送付します。

今回の予約募集で内定とならなかった人は、進学後も募集がありますので、入学後に各学校にお問い合わせのうえ、申し込みをしてください。

【貸与と返還】

◇奨学金等の貸与

奨学金等は、福岡銀行に開設された奨学生本人名義の口座に振り込みます。

◇奨学金等の貸与予定日

入学支度金は進学先の学校種別に応じた年額を4月30日に貸与します。

奨学金は、進学先の学校種別及び通学種別に応じた月額を3か月分まとめて年4回貸与します。

- ・第1回： 6月30日（ 4～ 6月分）※ただし、2年次以降は6月10日
- ・第2回： 9月10日（ 7～ 9月分）
- ・第3回： 12月20日（10～12月分）
- ・第4回： 3月 1日（ 1～ 3月分）

なお、貸与予定日はやむを得ない事由により変更することがありますので、ご了承ください。
また、貸与予定日が土・日・祝日にあたる場合は、前営業日となります。

◇奨学金等の返還方法

奨学金の返還は、奨学生本人名義の銀行口座から口座振替の方法で返還します。

なお、返還は月賦（毎月払い）又は半年賦（6月と12月払い）となります。

◇返還の開始時期と返還期間

奨学金の貸与終了後6か月が経過した後、返還が始まります。

返還期間は、学校種別により次のように定めています。

- ・公立の場合：貸与期間（奨学生であった期間）の3倍
（例）全日制高校3か年間の貸与を受けた場合：9年間
- ・私立の場合：貸与期間（奨学生であった期間）の4倍
（例）全日制高校3か年間の貸与を受けた場合：12年間

◇返還が困難になった場合

- ・進学、病気、災害等による場合

卒業後、上級学校へ進学したときや、病気・災害等の理由により奨学金を返還することが困難になった場合は、一定期間返還が猶予される制度があります。

- ・経済困難による場合

生活保護又は生活保護相当で経済的に返還が困難になった場合、猶予される制度があります。

- ・死亡や心身障害による場合

死亡や心身に障害があるため返還ができなくなったときは、状況に応じて返還金の全部又は一部を免除することがあります。

奨学金は貸与です。

あなたの返還金は、直ちに後輩達の奨学金の資金となります。

約束どおり必ず返還してください。

奨学金の貸与と返還の例（最も多く貸与した場合）

公立高校（3年）自宅通学の場合

貸与月額	18,000円
貸与総額	648,000円
返還期間	9年間
年間返還額 (1か月あたり)	72,000円 (6,000円)

私立高校（3年）自宅通学の場合

貸与月額	25,000円
貸与総額	900,000円
返還期間	12年間
年間返還額 (1か月あたり)	75,000円 (約6,300円)

公立高校（3年）自宅外通学の場合

貸与月額	23,000円
貸与総額	828,000円
返還期間	9年間
年間返還額 (1か月あたり)	92,000円 (約7,700円)

私立高校（3年）自宅外通学の場合

貸与月額	30,000円
貸与総額	1,080,000円
返還期間	12年間
年間返還額 (1か月あたり)	90,000円 (7,500円)

【貸与願書の記入例】
(裏面)

特に配慮してほしい家族の事情
◆最新の所得証明書に比して、収入の減少等、特に配慮し
必ず所得証明書の他に事実の確認ができる書類を添付して

※ 添付書類がない場合は、提出されている書類で選考を行

5 特に配慮してほしい家族の事情に
ついて
12頁参照

(「特に配慮してほしい家族の事情」及び「添付書類」の具体例)

(例)

- ・収入が減少した → 対象者の給与等支給(見込)証明書(様式22号)
- ・収入が減少した → 対象者の給与等支給(見込)証明書(様式22号)
- ・退職して現在無職 → 対象者の離職票・雇用保険受給資格者証・退職証明書(様式23号)のうち
いずれか1つを添付のうえ、願書(表面)備考欄に「現在無職」と記入
- ・退職して現在有職 → 対象者の離職票・雇用保険受給資格者証・退職証明書(様式23号)のうち
いずれか1つと、対象者の就職等申立書(様式21号)

6 生徒氏名、連帯保証人(保護者)
各署名欄について
12頁参照

それぞれ、違う印鑑
を使用してください。

の奨学生として
ち勉学に励む

生徒氏名 小川 奨太郎 (印)

連帯保証人(保護者)名 (続柄) 小川 奨 (父) (印)

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

※ 生徒と連帯保証人はそれぞれ自筆で署名し、押印してください。(同じ印は不可)

奨学生推薦調書

特に配慮すべき事情がある場合は記入してください。

7 奨学生推薦調書欄に
ついて
12頁参照

上記生徒を貴財団の奨学生として適当と認め推薦します。

平成 年 月 日

学校名 福岡県立東公園中学校

校長氏名 @ @ @ @

職印

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

※ 学校長の推薦(職印)のない願書は受付できません。

- 1 希望種別について
申込資格を確認のうえ、希望種別は「希望する」、「希望しない」を○で囲んでください。
- 2 申請者氏名について
申請者は、奨学金の貸与を受ける生徒本人です。奨学金は生徒本人へ貸与するものですから、両親等の親権者ではありませんので注意してください。
- 3 同一生計の家族状況について
住民票上の同居別居にかかわらず、実態として生徒と生計を同じくしている者について記入してください。単身赴任や就学等のため一時的に別居していても、生計が同じであれば記入してください。
- 4 所得の種類について
平成27年分市町村発行の所得証明書（取得可能な最新のもの）の金額（いずれも千円未満切り捨て）を記入して下さい。
(1) 全員が給与収入のみの世帯：
給与収入のみの世帯とは、賃金・報酬・賞与などを受取り、それにより生活している世帯のことです。
給与収入のみの世帯の場合、所得証明書の収入金額を「給与収入額」欄に記入してください。

例) 給与収入のみの場合

市県民税所得（課税）額証明書	
氏名	〇〇 〇〇
住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
平成27年分 合計所得金額	円 ¥2,258,800
給与	¥2,258,800
~~~~~	
給与収入	¥3,484,214

貸与願書

所得の種類
給与収入額 千円
3,484

- (2) 給与収入以外の所得がある世帯  
給与収入以外の所得がある世帯とは家族の誰か1人でも給与所得以外の所得（営業所得、農業所得、雑所得等）がある世帯のことです。  
給与収入以外の所得がある世帯の場合、所得証明書の各所得の合計額を「その他の所得額」欄に記入してください。

**例1) 営業等所得のみの場合**

市県民税所得（課税）額証明書	
氏名	〇〇 〇〇
住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
平成27年分 合計所得金額	円 ¥1,729,988
営業等	¥1,729,988
~~~~~	

貸与願書

所得の種類
その他の所得額 千円
1,729

例2) 複数の種類の所得がある場合

市県民税所得（課税）額証明書	
氏名	〇〇 〇〇
住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
平成27年分 合計所得金額	円 ¥820,864
給与 農 業	0 30,000
雑	790,864
給与収入	¥40,000
年金収入	¥2,190,864

貸与願書	
所得の種類	
その他の所得額	千円
	820

複数の種類の所得がある場合も、所得証明書の各所得の合計額を「その他所得額」欄に記入してください。例2の場合、「給与所得」、「農業所得」及び「雑所得」の合計額を記入することとなります。

- 以下のどちらかになります。
- ・同一生計の家族全員が給与所得のみの場合
→所得証明書の給与収入額を家族毎に記入し、その後家族全員分を合計
 - ・同一生計の家族の誰か1人でも給与所得以外の所得がある場合
→所得証明書の合計所得金額を家族毎に記入し、その後家族全員分を合計

5 特に配慮してほしい家族の事情について

所得証明書からは分からない家計の急変等事情（本年になってからの転職、失業、経営不振による賃金カット等）がある場合は、その対象者の事情のわかる書類を添付してください。添付書類がない場合は、既に提出されている書類をもって選考を行います。

添付書類の例

収入が減少した	給与等支給（見込）証明書（様式22号）（22ページ参照）
退職して現在無職	離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書（様式23号）（23ページ参照）のうち、いずれか1つを添付のうえ、願書（表面）備考欄に「現在無職」と記入。
退職して現在有職	離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書（様式23号）（23ページ参照）のうち、いずれか1つと、就職等申立書（様式21号）（21ページ参照）を添付。

6 生徒氏名、連帯保証人（保護者）名署名欄について

生徒と連帯保証人はそれぞれ自筆で署名し、それぞれ別の印鑑を押印してください。日付は、願書の学校提出日を記載してください。

7 奨学生推薦調書欄について（在学期で記入のこと）

同欄については、当該生徒について、特に配慮してほしい事情等があれば記入してください。必須記入欄というわけではありませんので、無記入でも生徒の選考に影響を及ぼすことはありませんが、学校長名と職印の記載漏れの無いようにお願いします。なお、日付は職印押印日で結構です。

【奨学金申請に係る Q&A】

当財団の奨学金の申し込みに際して、今まで質問の多かった項目について、Q&A形式にまとめましたので参考にしてください。

◆保護者について

Q 保護者は必ず県内居住者でなければなりませんか？

A 保護者の生活の本拠地が福岡県内でなければなりません。単身赴任で家計支持者が一時的に県外で生活している場合は問題ありません。また、保護者が県内居住者であれば生徒本人が県外の高校に通学していても差し支えありません。

Q 連帯保証人は必ず保護者（父母）でなければいけませんか？

A 例えば生徒が祖父母と同居していて、祖父母の家計で扶養されていて、実態として祖父母が保護者としての役割を果たしているような場合は、父母以外でも差し支えありません。このような場合は、願書裏面の「特に配慮してほしい家族の事情」欄に、事情を記載してください。

◆併願併給について

Q 他の奨学金制度との併願、併給はできますか？

A 併願については差し支えありません。

しかし、当財団は貸与額が同程度の奨学金については併給は認めていませんので、当財団の奨学金だけでなく、併願していた同程度の奨学金についても採用が決定した場合には、いずれか片方を辞退していただく必要があります。

なお、当財団の奨学金を辞退される場合は、別紙の「奨学金等辞退届」（様式1号）（20ページ参照）を在学学校経由で提出してください。

◆所得証明書について

Q 提出書類のうち、所得証明書は源泉徴収票をもって代えることは可能ですか？

A 給与収入の他に事業収入等があった場合に、源泉徴収票ではその内容の確認がとれないので、必ず市町村発行の所得証明書を提出してください。

ただし、例外として、収入が給与収入のみの方は、「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」をもってこれに代えることができます。

Q 母親は専業主婦なので収入がありません。証明書は必要ですか？

A 市町村役場の課税担当課で申告を行い、税務担当課で所得証明書を発行してもらってください。収入が無いということの証明が必要です。

Q 収入が無い場合の証明書は、市町村発行の非課税証明書でも構いませんか？

A 原則として市町村発行の所得証明書が必要です。非課税証明書でも、収入額が0円との記載がある場合は差し支えありません。

Q 今年になって再就職（転職）をしました。所得証明書は前の会社の収入内容であるが、どうしたらよいでしょうか？

A 現在の就労先からの就職等申立書（様式21号）（21ページ参照）を発行してもらってください。なお、この場合も市町村発行の所得証明書は提出の必要があります。

Q 本年3月に高校を卒業した子がいます。現在は無職であるが、所得証明書は必要でしょうか？

A 必要ありません。ただし、貸与願書の備考欄に「28年3月高校卒業（現在無職）」と記載してください。

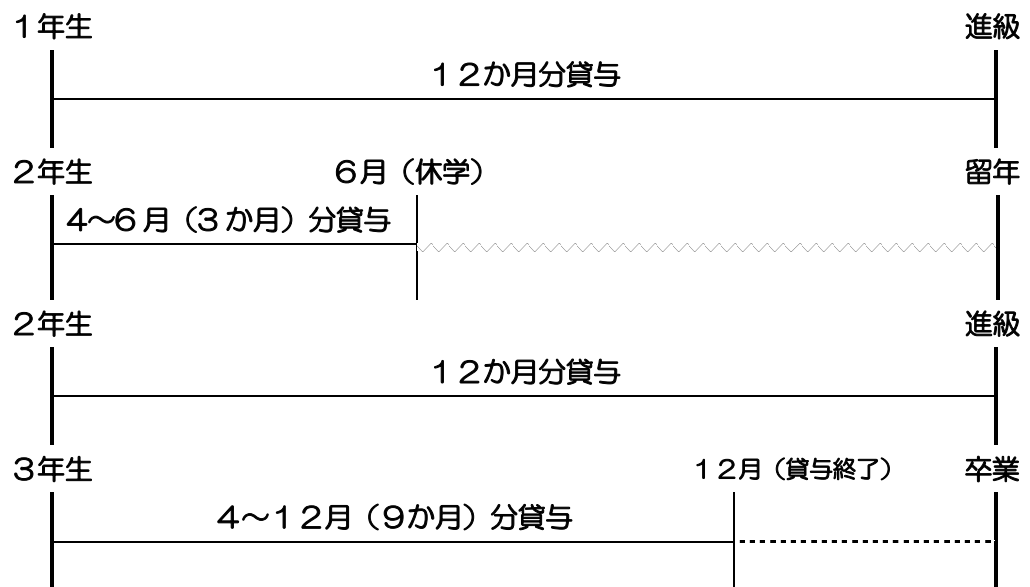
ただし、28年3月に高校等を卒業した子が、4月より就職して、生計を同じくしている場合には、貸与願書の備考欄に「28年3月高校（大学、専門学校）卒業」と記載して、就職等申立書（様式21号）（21ページ参照）を提出してください。

なお、この場合の、子にかかる所得証明書は必要ありません。

◆奨学生の異動について（高校入学後、参考）

Q 奨学金の貸与期間については、留年などによる貸与期間の延長はないとのことですが、休学により結果的に留年してしまった場合の貸与は具体的にどのようなようになりますか？

A（例）全日制の場合



※ 在学期間は4年でも、奨学金の貸与期間はの修業年限の期間である3年間（36月）分です。

Q 奨学生が退学、転学、転籍した場合の取扱いについて、詳しく教えてください。

A 退学した者が、退学した日の属する翌月に、新たに高等学校等に在学することとなった場合は、引き続いて貸与を継続することができます。貸与を継続することとなった場合、新たに在学することとなった高等学校等に係る奨学金の貸与月額が異なる場合（例：公立→私立）は、新たに在学することになった高等学校等に係る奨学金の月額に変更できます。ただし、届出が遅延した場合には既貸与済分についての変更は行いません。

また、転学により、月額が異なった場合にも同様の取扱いとなります。おって、在籍する高等学校等を異動することなく、履修する課程を異にした（例：全日制→定時制）ことについて相当の理由があると認められる場合にも、奨学金の貸与月額の変更を行うことができます。

◆その他

Q 退職証明書等、事情により事業主の押印がもらいにくいものもあるが、諸証明について事業主の押印は必ず必要でしょうか？

A 奨学金の申し込みにあたっては、市町村発行の所得証明書を必ず提出していただきます。これは、その世帯の前年の収入状況を公的機関の証明する書類をもって、特に事情が無い限り本年もほぼその収入状況が続くとみなして選考するためです。

退職証明書や給与等支給（見込）証明書は、実際の収入状況が所得証明書の記載内容とは異なるものであるという申し立てですから、事業主等第三者の証明が必要です。証明にあたっては、代表者の押印（公印）が必要です。

ただし、事業主等の証明がもらえないやむを得ない事情がある場合等は当財団へご相談ください。

Q 奨学生として採用された後、事情があって休学することになりました。奨学金の貸与はなるのでしょうか？

A 休学退学については、事実の発生した月の翌月（月の初日から事実の発生したものは、その月から）から貸与を停止又は休止します。また、留年等により正規の修業年限を超えて修学したとしても、その超えた月分の奨学金の貸与は行いません。

なお、在 school より長期欠席の連絡があった場合にも、在 school と相談のうえ奨学金の貸与を一時休止することもあります。

Q 高校にある寮に入る場合、自宅外の金額の貸与が受けられますか？

A どのような状態を自宅外と認めるかは個々の事情によりますが、在 school の方針として入寮が強制である場合や、交通手段の関係から自宅からの通学が困難で下宿している場合等であれば、自宅外の金額の貸与が受けられます。個人的な理由でアパートを借りているとか、単に「高い金額の貸与を受けたいから。」というだけでは、自宅外の金額の奨学金の貸与を受けることはできません。

Q 奨学金貸与の願書を提出していたが、家計状況が好転したため、申込みを取り消したい。どのような手続をとればよいでしょうか？

A 学校を通して奨学金等辞退届（様式11号）（20ページ参照）を当財団へ提出して下さい。

なお、奨学金貸与中であっても、家計状況の好転により奨学金が必要でなくなった場合にも、すみやかに「辞退届」を提出してください。

願書を提出する前にチェックリストのチェック項目について再度確認してください

◎貸与願書チェックリスト

	チェック項目	確認
1	申し込む奨学金の希望種別に○囲いが付いているか。(支度金・奨学金)	<input type="checkbox"/>
2	家族の者で、学生の者については学校名が備考欄に記載されているか。 また、28年3月卒業者の4月以降の状態が確認できるか。 ○卒業後無職→願書記載(例:平例28年3月○○高校卒業後無職) ○収入あり→就職等申立書(様式21号)(21ページ参照)	<input type="checkbox"/>
3	「同一生計の家族状況」欄と「世帯人員集計」欄の人数が一致しているか。 また、障害者であることを確認できる書類は添付されているか。	<input type="checkbox"/>
4	「特に配慮してほしい家族の事情」がある場合、事情を確認できる書類が添付されているか。 ○収入が減少した →給与等支給(見込)証明書(様式22号)(22ページ参照) ○退職して現在無職→退職証明書(様式23号)(23ページ参照)等及び願書(表面)備考欄に「現在無職」と記入 ○退職して現在有職→退職証明書(様式23号)(23ページ参照)等及び就職等申立書(様式21号)(21ページ参照)	<input type="checkbox"/>
5	所得証明書は必要全員分(取得可能な最新のもの)添付されているか。 ※18歳以上全員(但し、学生を除く) 所得証明書は収入(所得)額に分かるものであるか。 (特に無職の配偶者等で*や---等、申告していない所得証明書は不可。) ○市民税・県民税特別徴収税額決定通知書は代用可。 ○源泉徴収票は不可	<input type="checkbox"/>

【表面】

平成29年度入学支度金及び奨学金貸与願書
(高等学校奨学生予約募集用)

市町村受付番号

--

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

希望種別	高等学校入学支度金貸与	希望する	希望しない	申込資格等は募集のしおりを参考にしてください
	高等学校奨学金貸与	希望する	希望しない	

申込者	フリガナ		男・女		生年月日		
	本人(生徒)氏名				昭和 年 月 日 平成 年 月 日		
	現住所		〒 (電話番号 - -)				
	在籍学校名		国公立・私立 学校				
同一生計の家族状況	保護者の住所		〒 (電話番号 - -) 福岡県				
	続柄	氏名	年齢	同居別居	備考	所得の種類	
					学生は学校名及び学年を記入、28年3月卒業者はその旨記入。	給与収入額	その他所得額
	本人	上記のとおり		同居		千円	千円
			合計				

- ※ 1 「希望種別」欄は必ず選択漏れのないよう、○で囲んでください。
- 2 年齢は平成29年4月1日現在で記入してください。
- 3 「備考」欄には、○○小(中・高・大・専門学校・予備校等)学校○年生等就学状況を記入してください。
- 4 収入・所得の欄は、市町村発行の所得証明書の金額を記入してください。

※ 世帯人員等集計(上記家族状況欄と一致すること。)

世帯人員	母子家庭児童数	障害者数	就労者数

- 1 母子家庭児童数は母子家庭(父子等も可)における18歳以下の児童数(年齢は平成29年4月1日現在で判断)。
- 2 障害者数は、障害者手帳(療養手帳)をお持ちの方の数(手帳の写添付)。
- 3 就労者数は、就労している方(年金収入のみの方を除く)の数。

支 奨

【裏面】

特に配慮してほしい家族の事情

◆最新の所得証明書に比して、収入の減少等、特に配慮して欲しい家族の事情がある場合は、必ず所得証明書の他に事実の確認ができる書類を添付してください。

※ 添付書類がない場合は、提出されている書類で選考を行いますのでご注意ください。

(「特に配慮してほしい家族の事情」及び「添付書類」の具体例)

- | | |
|-----------|--|
| ・収入が減少した | 対象者の給与等支給(見込)証明書(様式22号) |
| ・退職して現在無職 | 対象者の離職票・雇用保険受給資格者証・退職証明書(様式23号)のうちいずれか1つを添付のうえ、願書(表面)備考欄に「現在無職」と記入 |
| ・退職して現在有職 | 対象者の離職票・雇用保険受給資格者証・退職証明書(様式23号)のうちいずれか1つと、対象者の就職等申立書(様式21号) |

以上のとおり記載事項に相違ありません。貴財団の奨学生として採用されるようお願いいたします。

なお、採用されたときは、奨学生としての自覚を持ち勉学に励むとともに、貴財団の貸与規程を遵守し、奨学金等の返還等に誠実に義務を履行します。

平成 年 月 日

生徒氏名 印

連帯保証人(保護者)名 印
(続柄)

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

※ 生徒と連帯保証人はそれぞれ自筆で署名し、押印してください。(同じ印は不可)

奨学生推薦調書

特に配慮すべき事情がある場合は記入してください。

上記生徒を貴財団の奨学生として適当と認め推薦します。

平成 年 月 日

学校名 _____

校長氏名 _____ 職印

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

※ 学校長の推薦(職印)のない願書は受付できません。

奨学金等辞退届

平成 年 月 日

奨学生番号 第 号

学校名

氏名

私は次のとおり奨学金等を辞退します。

- 1. 辞退事由
- 2. 該当項目を○で囲んでください。

- 奨学金のみ辞退
- 支度金のみ辞退
- 奨学金、支度金ともに辞退

奨学生本人 干
 住所：
 電話：() —
 氏名： 印

保護者 干
 住所：
 電話：() —
 氏名： 印

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

上記のとおり辞退届ができましたので報告します。

平成 年 月 日

学校名 _____

校長氏名 _____ 職印

市町村名	
受付番号	

就 職 等 申 立 書

平成 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

氏名 印

この度、下記のとおり収入を得ることになりましたので申し立てます。

記

1 今後1年間の収入見込額 年額 _____ 円

2 雇用開始年月日 平成 年 月 日

3 その他

上記のとおり証明する。

事業所名 _____

代表者氏名 _____ 印

給与等支給（見込）証明書

福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

給与等の種別（給与、賃金、報酬）
給与の支給を受けた者

氏名

上記の者に対する平成 年 月以降1年間の給与等の支払（見込を含む）は、
下記のとおりです。

雇用年月日 平成 年 月 日

支給月	支給額	支給月	支給額
平成 年 月		平成 年 月	
平成 年 月		平成 年 月	
平成 年 月		平成 年 月	
平成 年 月		平成 年 月	
平成 年 月		平成 年 月	
平成 年 月		平成 年 月	
平成 年 月		合 計	

(注) 通勤手当を除く税込みの支給額（賞与等の諸手当を含む）を記入してください。

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

給与の支払者

事業所名 _____

代表者氏名 _____ 印

退職証明書

福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

氏名

上記の者は、平成 年 月 日付けで当社を退職したことを

証明します。

平成 年 月 日
事業主名

印

【福岡県教育文化奨学財団奨学金事業の変遷】

- 昭和47年 県政百周年記念行事の一環として財団法人福岡県奨学会を設立した。
社会に有為な人材を育成することを目的として、高校奨学金・大学奨学金の貸与事業を開始した。
- 平成14年 国が新設した高等学校等奨学事業費補助金※1を活用し、高校奨学金の規模を大幅に拡大した。
併せて、低所得世帯の学習機会の均等を目的とした入学支度金制度を県単独事業で新設した。
また、保証人を1名とするなど、内容面も充実した。
- 平成16年 平成16年3月31日で日本育英会が廃止され、高校奨学金・専修学校高等課程奨学金が地方に移管されることとなった。
4月1日、県教育委員会所管の公益法人と統合合併し、財団名を福岡県奨学会から福岡県教育文化奨学財団に変更した。
- 平成17年 4月入学生から、日本育英会高校等奨学金と従来の高校奨学金を一本化し新たな奨学事業を開始した。実施にあたっては、これまでの当財団の実施してきた奨学事業の趣旨や果たしてきた役割を考慮し、学力要件を設けない高校奨学金制度とした。
- 平成25年 平成25年4月1日より、名称を「財団法人福岡県教育文化奨学財団」から「公益財団法人福岡県教育文化奨学財団」に変更した。

高等学校等奨学事業費補助金※1

国の同和対策事業を支えた地对財特法の失効（平成14年3月末）に伴い、地域改善対策奨学資金が廃止されたことから一般対策として新設された国庫補助事業。

対象を同和地区出身者から低所得者世帯の全高校生に拡大し、自立のための教育の機会均等と人材育成を目的とした地域改善対策奨学資金の趣旨を生かし、成績による審査を課さない制度であることが特徴。

〒812-8575

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県教育庁内

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

TEL 092-641-7326

FAX 092-641-7530